

授業料免除申請対象者フローチャート（学部学生用）

- ・高等教育の修学支援新制度（新制度）＝給付型奨学金（日本学生支援機構）＋授業料等減免＝国による支援制度
- ・大学独自の授業料免除（経過措置）＝徳島大学独自の授業料免除制度

2020(令和2)年度以降入学者（編入学含む）

2019(令和元)年度以前入学者

新制度の給付奨学生に採用されている。

新制度の給付奨学生に採用されている。

NO

YES

YES

NO

以下のいずれかの理由により新制度が対象外である。
・高等学校等卒業後、大学入学までの期間が3年以上経過している。
・私費外国人留学生、日本国籍を有しない者※1

経過措置への申請を希望する

新制度に申請予定である

YES

NO

YES

NO

新制度の新規申請または継続願提出
（※予約採用者は除く）

・新制度の新規申請または継続願提出
・授業料免除（経過措置）申請

YES

NO

新制度への申請が可能

授業料免除（経過措置）への申請が可能

YES

NO

新制度未申請の場合は、授業料免除（経過措置）への申請は不可

以下のいずれかの理由により新制度が対象外である。
・高等学校等卒業後、大学入学までの期間が3年以上経過している。
・資産基準を満たしていない。
・私費外国人留学生、日本国籍を有しない者※1
・JASSO「給付奨学金シミュレーション（保護者向け）」の結果が「対象外」となる。※2

- ※1.日本国籍がない者であって、法定特別永住者及び在留資格が「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」以外である者
- ※2.過去に新制度が不採用となっている場合もシミュレーションを行ってください。